

日本一の果樹産地づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、日本一の果樹産地を更に強化するため、日本一の果樹産地づくり事業を実施する農業者及び団体、又は農業者及び団体が行う事業を補助する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(果樹産地強化計画の認定)

第2 この補助事業を実施するにあたって、農業協同組合は、あらかじめ、果樹産地強化計画を策定し、果樹産地強化計画認定申請書（別記第1号様式）に果樹産地強化計画書（別記第2号様式）を添えて知事に提出し、その認定を受けなければならない。なお、農業協同組合は、計画の策定にあたり農業士会や農業委員会、市町村から意見を聞くものとする。

2 農業協同組合は、前項の果樹産地強化計画において定めた果樹産地強化計画中間年度（3年目）及び目標年度の実施内容について、それぞれの翌年度の5月31日までに、果樹産地強化計画実施報告書（別記第3号様式）に果樹産地強化実施報告書（別記第2号様式）を添えて、知事に提出しなければならない。

(全体計画の承認)

第3 補助事業を実施しようとする事業実施主体及び事業実施主体に補助を行おうとする市町村（以下「事業実施主体等」という。）は、あらかじめ、日本一の果樹産地づくり事業全体計画（以下「全体計画」という。）を策定し、全体計画承認申請書（別記第4号様式）に全体計画書（別記第5号様式）を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業実施主体)

第4 この要綱において「事業実施主体」とは、農業者、農業協同組合・農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、農業者等をもって組織する団体（法人でない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。）並びにこれらの団体を主たる構成員とする協議会、その他知事が認める団体とする。

(補助対象事業)

第5 補助金の交付の対象となる事業は、次の事業とする。

- (1) 第2の果樹産地強化計画に基づく取組を進めるため、事業実施主体が行う別表に掲げる整備事業又は推進事業
- (2) 前号の事業を行う事業実施主体に対して市町村が行う補助事業であって、別表に定める補助率又は第7の2に規定する1事業実施主体当たりの上限額を超える額の補助を行う事業

(補助対象期間)

第6 補助対象期間は、2年を限度とする。ただし、補助金の交付決定は、各年度ごとに当該年度の補助対象事業分について行うものとする。

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第7 補助対象事業における補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の上限額は、1事業実施主体当たり1,200万円以内とする。ただし、流通施設又はハウスの高度化に係る整備事業に取り組む場合は、1事業実施主体当たり2,000万円以内とする。
- 3 第5の(2)に規定する市町村が行う事業への補助金の額は、事業実施主体が行う事業に要する経費につき前2項の規定により算出した額以下の額とする。

(事業実施に当たっての留意事項)

第8 事業実施により施設を導入するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 補助対象事業費は、事業実施地区の実情に即した適正な価格により算出し、施設の規模及び構造は、事業の目的に合致したものとする。
- (2) 事業実施主体が自費又は他の助成により実施中の事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

(交付申請書の添付書類の様式)

第9 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	別記第6号様式	正副各1部
収支予算書	別記第7号様式	

- 2 この補助金の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控

除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付条件）

第10 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分（当該補助対象事業費の30パーセント以下の配分変更を除く。）を変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 前号イに該当しない経費の配分の変更又は総事業費の変更については、日本一の果樹産地づくり事業軽微変更届（別記第8号様式）に変更事業計画書（別記第6号様式）及び変更収支予算書（別記第7号様式）を添えて知事に報告すること。ただし、事業完了時点で事業費の軽微な変更が判明した場合は、実績報告をもって替えることができる。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した事業実施主体等は、次の条件に従うこと。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第9号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従っ

てその効率的な運営を図らなければならないこと。

- (6) 前号の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた最終年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) 事業実施主体を補助する市町村は、補助金の交付に際しては、事業実施主体に対し前各号に掲げる条件と同じ条件を付さなければならないこと。

（果樹産地強化計画の変更）

第11 果樹産地強化計画について、次に掲げる変更を行う場合は、第2の規定に準じて知事の認定を受けなければならない。

- (1) 計画目標の変更
- (2) 対象品目の変更

（全体計画の変更）

第12 全体計画について、次に掲げる変更を行う場合は、第3の規定に準じて知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施期間又は事業実施区域の変更
- (2) 補助金の増額又は30パーセントを超える減額
- (3) 補助事業の中止又は廃止

（事業計画の変更）

第13 第10の(1)のア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、日本一の果樹産地づくり事業変更承認申請書（別記第10号様式）に変更事業計画書（別記第6号様式）及び変更収支予算書（別記第7号様式）を添付して知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定による補助金の変更交付申請を行う場合は、これを省略することができる。

2 第10の(1)のウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、日本一の果樹産地づくり事業中止（廃止）承認申請書（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第14 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合に

は、日本一の果樹産地づくり事業補助金変更交付申請書（別記第12号様式）に変更事業計画書（別記第6号様式）及び変更収支予算書（別記第7号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（補助金交付決定前着手届）

第15 第3の規定による承認を受けた者は、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した日本一の果樹産地づくり事業補助金交付決定前着手届（別記第13号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第16 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第6号様式	正副各1部	事業完了後速やかに提出すること。
収支精算書	別記第7号様式		

（補助金の概算払）

第17 事業実施主体等は、規則第16条第2項の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、日本一の果樹産地づくり事業補助金概算払請求書（別記第14号様式）に請求額の内訳を示す書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第18 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施地を管轄する振興局長を経由しなければならない。ただし、複数の振興局管内に事業実施地が存在する場合は、この限りでない。

（その他）

第19 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日の前日までに、果樹産地競争力強化総合支援事業補助金交付要綱（平成27年制定）に基づき承認を受けた全体計画は、本要綱第3の規定による全体計画の承認を受けたものとみなす。この場合において、別表に規定する補助対象経費及び補助率は、同表の規定にかかわらず、果樹産地競争力強化総合支援事業補助金交付要綱別表のとおりとする。

別表（第3条、第5条関係）

事業	対策区分	補助対象経費	補助率
整備事業	戦略品種の 早期産地化	戦略品種への改植・高接に要する経費	2分の1 以内
		ソーラー揚水システム等の新機器、新技術導入、 小規模園地整備、高品質化につながる機械施設 整備などに要する経費	3分の1 以内
	輸出の促進	輸出専用産地への改植・高接に要する経費	2分の1 以内
		防風ネット、輸出検疫対応施設、冷蔵・冷凍施設 などの流通施設の整備に要する経費	3分の1 以内
生産対策の 強化	マルチ・節水型かん水施設、小規模園地整備、 新機器・新技術導入、高品質化につながる資機 材、ハウスの高度化、地域新品目の導入、集出 荷貯蔵施設などの流通施設の整備などに要する 経費		
推進事業	推進事業	機能性などの調査研究PR、実証ほの設置、栽 培技術研修会の開催、戦略品種や輸出など新商 品づくり及び販路開拓などに要する経費	2分の1 以内